

各務原市社会福祉協議会福祉教育推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が福祉教育を推進する者に対し予算の範囲内において補助金を交付することにより、ボランティア活動や社会福祉への理解と関心を深め、地域における思いやり、助けあいによる「福祉の心」を養うことを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市内の小中学校、高等学校、特別支援学校並びに本会賛助会員のうち法人会員（以下、「学校等」という。）とする。

ただし、社会福祉法人・NPO法人については賛助会員であっても助成対象としない。

(補助対象事業)

第3条 第2条に定める補助対象者が、ボランティア活動や社会福祉への芽生えを大切にし、地域と一体となった福祉の心を基調とした次に掲げる事業を実施する場合に、その事業にかかる経費に対し補助金を交付する。

- (1) 高齢者・障がい者・地域活動を行うボランティアからの講話を受ける事業
- (2) 高齢者・障がい者などの疑似体験事業
- (3) 地域にあるボランティアハウスや福祉施設との交流事業
- (4) ボランティア活動の実践・広報・啓発事業
- (5) その他、本会が行う審査において第1条の目的を達するに相当であると判断できる事業

(補助金額)

第4条 福祉教育推進事業補助金として上限5万円を交付する。

- 2 補助金は、前条に定める補助対象事業を実施するために必要な経費以外に利用してはならない。

(手続き)

第5条 福祉教育推進事業補助金を受けようとする学校等は、福祉教育推進事業補助金交付申請書（様式第1号）及び福祉教育推進事業補助金交付請求書（様式第2号）を本会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 会長は交付申請書等を審査し、補助金額等を福祉教育推進事業補助金決定通知書（様式第3号）にて通知する。

(実施期間)

第6条 原則として、毎年4月1日から翌年2月末日までに行なうものとする。

(実施報告)

第7条 事業を実施した学校等は、福祉教育推進事業実施報告書（様式第4号）及び福祉教育推進事業活動報告書（様式第4号別紙1）並びに福祉教育推進事業決算内訳書（様式第4号別紙2）を、3月15日までに会長へ提出しなければならない。なお、補助金に残金がある場合は速やかに返還することとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
2. 各務原市福祉教育推進事業実施要綱（平成6年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月18日から施行する。